

税務課からのお知らせ ~固定資産税および都市計画税について~



平成30年度の固定資産税および都市計画税の課税にあたり、以下の2点が適用されます。納税通知書の3枚目以降(資産の件数が多い場合は別紙)に添付している「課税明細書」をご確認いただき、記載内容が平成30年1月1日現在の状況と異なる場合は、ご連絡ください。

①平成30年度は評価替え年度です 土地と家屋の価格(評価額)は、原則として3年に一度、評価替え(見直し)を行います。平成30年度はこの評価替えの年にあたります。	②「みなす課税」を適用する地区があります 土地区画整理事業地区で使用収益(※)を開始することができる場合に、従前地の納税義務者を所有者とみなして課税します。 対象：平成30年1月1日時点で使用収益開始の通知が出ている土地 ※使用収益とは、目的物を自ら使用し、それによって利益を得ること。
---	--

◆固定資産税の納税通知書は5月初めに発送します

納期限

第1期 平成30年 5月31日(木) 第3期 平成30年10月1日(月)
第2期 平成30年 7月31日(火) 第4期 平成30年12月25日(火)

◆固定資産税に関する縦覧、路線価の公開および各種証明書の発行について

固定資産税に関する縦覧	4月2日(月)～5月31日(木)
路線価の公開	4月2日(月)～
平成30年度資産証明書の発行	4月2日(月)～

ところ 税務課固定資産税係

浦戸諸島開発総合センター(浦戸居住者所有分)

持ち物 印鑑、身分証明書、委任状(本人以外が窓口に来る場合)

◆家屋を取り壊したとき

税務課固定資産税係に家屋滅失の届出をお願いします。なお、登記されている家屋は、法務局で「滅失登記」の手続きも必要です。

◆東日本大震災による軽減措置

東日本大震災によるり災調査の判定が半壊以上の方は、家屋を取り壊した場合や、被災した資産(土地・家屋)の代替として資産を取得した場合などに、軽減措置を受けられることがあります。詳細や手続きは納税通知書に同封のお知らせなどをご確認ください。すでに申告済みの方は、新たな申告は必要ありません。

☎ 税務課固定資産税係 ☎ 355-5934

「市民健康診査」の申し込みをお忘れなく！

3月中旬に「市民健康診査調査兼申込書」を郵送します。市民健康診査の実態調査も兼ねていますので、申し込みの有無にかかわらず、記載されている家族全員の必要事項を記入して、提出してください。



■提出方法

健康推進員がいる町内会

⇒町内会回覧板でお知らせします。

健康推進員がない町内会

⇒3月23日(金)までに保健センターへ郵送してください

■注意事項

- ①受診票は健(検)診時期の2週間前を目安に郵送します。
 - ②乳がん、子宮頸がん、胃がん、大腸がん検診は、特定年齢の方で、過去5年間未受診の方は自己負担額が無料の見込みです。
 - ③41歳以上の方で肝炎ウイルス検診を受けたことがない方は、保健センターへ問い合わせください。
- ※詳しくは申込書の内容を確認ください。

市民健康診査項目

(年齢は平成31年3月31日現在)

項目	内容	対象者
後期高齢者健診	問診、診察、血液、尿検査など	75歳以上および65～74歳の障がい認定者で後期高齢者医療保険加入者の方
結核検診	胸部エックス線撮影	65歳以上の方
肺がん検診	胸部エックス線撮影 喀痰細胞診	40歳以上の方
前立腺がん検診	血液検査	50歳以上の偶数年齢の男性
乳がん検診	マンモグラフィ 視触診など	40歳以上の偶数年齢の女性
子宮頸がん検診	視診、細胞診、内診など	20歳以上の女性(60歳以上の方は奇数年齢の方)
胃がん検診	胃部エックス線撮影	30歳以上の方
大腸がん検診	便潜血反応検査	40歳以上の方
骨密度検診	超音波による骨量測定、栄養指導	40歳から70歳までの5歳きざみの女性
歯周病検診	歯周組織検査など	40、50、60、70歳の方(申込不要)
肝炎ウイルス検診	血液検査	40歳および41歳以上で今までに受けたことのない方

- 国民健康保険特定健診の受診票は、6月中旬に塩竈市国民健康保険加入者に郵送します。
- 高齢者インフルエンザ予防接種の予診票は、昭和29年1月31日生まれまでの65歳以上の方全員に郵送します。

☎ 保健センター ☎ 364-4786